

2008年

子どもの日 記念シンポジウム

# マニトが問題 少年審判の被害者傍聴 ——もつと子どもにやさしいまなざしを!

今、少年法が「改正」されようとしています。今回の改正は「被害者等の審判傍聴」を主たる内容とするものです。被害者が事件の真相や加害者の少年について知りたいと願うのはもちろんことです。しかし、少年審判を傍聴することでそれが達成されるとは考えられません。逆に、精神的に未熟な少年は、心理的に萎縮し、真実や心情を語ることが困難になるおそれがあります。その結果、少年が犯した非行事実に向き合い、被害者のことについていたし、内省を深める場であるはずの少年審判は間違った方向性で変質します。

市民のみなさんに、このことを知っていただきたく、下記の要領でシンポジウムを開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

日時 5月14日(水) 開場17:30  
18:00-20:30

会場 札幌市教育文化会館 4階講堂  
札幌市中央区大通西13丁目

参加費 無料

内容 1 DVD(企画・制作:日弁連、大阪弁護士会)上映

2 講演(1)子どもが真実を語るとき

北海道大学大学院文学研究科  
心理システム科学講座 教授 仲 真紀子

講演(2)少年審判の現場からみた被害者傍聴の問題点

全司法労働組合(家庭裁判所調査官) 伊藤 由紀夫

3 パネルディスカッション

仲 真紀子

伊藤 由紀夫

万字香苗

(札幌弁護士会子どもの権利委員会)

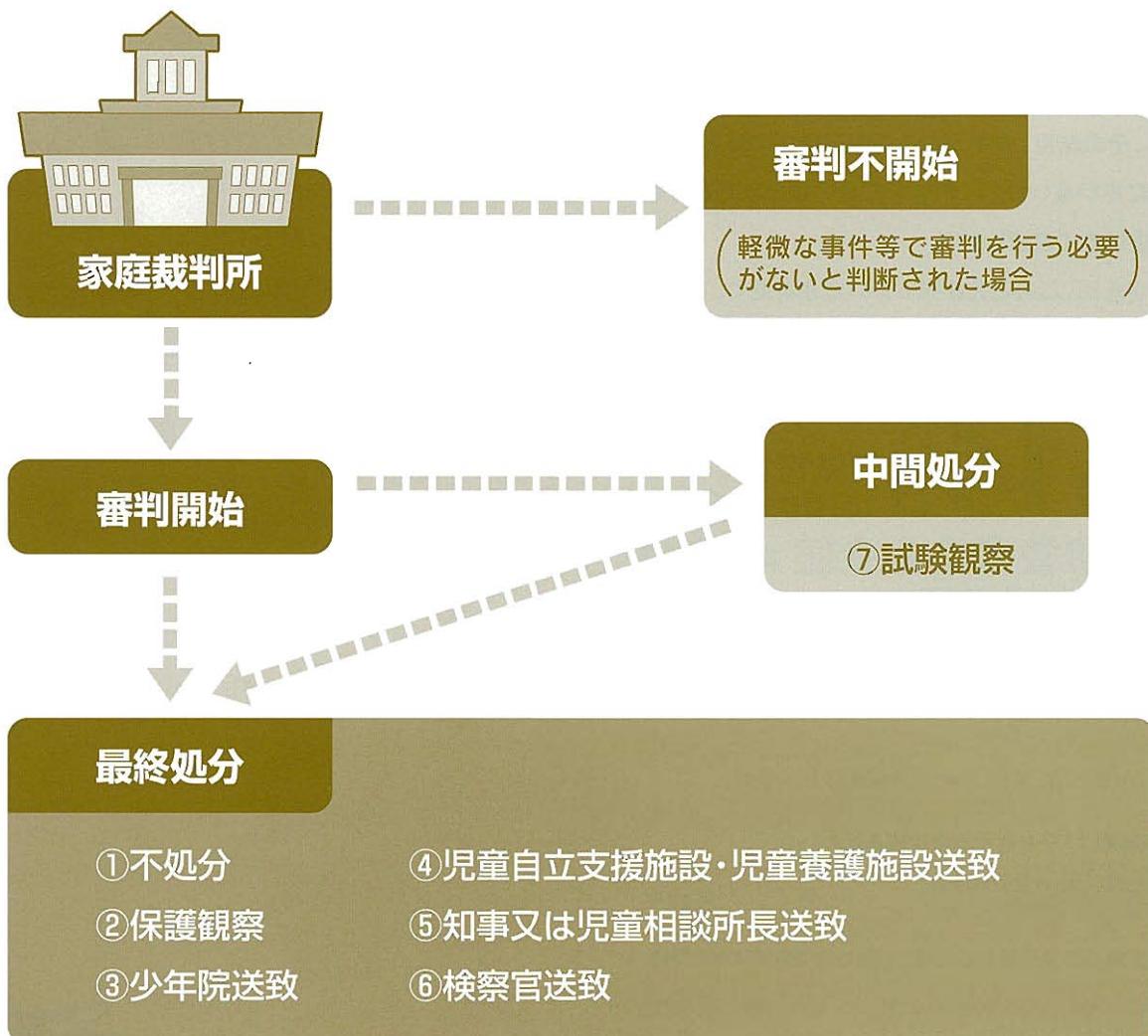


お問い合わせ

札幌弁護士会 子どもの権利委員会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階  
TEL.011-281-2428(代表)

## 少年事件の流れ



少年審判では、一般的に、裁判官が直接少年や保護者に質問をし、調査官の調査結果、少年鑑別所での鑑別結果、付添人の意見をふまえて、非行事実の存否、要保護性の有無・程度について判断し、処分を決定します。

少年審判において下される「保護觀察」「少年院送致」などの処分は、「保護処分」といわれ、成人に対して科される「刑罰」とは全く性質が異なります。

少年審判は、少年を罰するためにあるのではなく、審判を通じて、少年の抱えている問題を克服させたりすることで、少年が二度と同じ過ちを繰り返すことがないようにし、少年の立ち直りを支えるためにある制度なのです。

付添人は、少年が「二度と同じ過ちを繰り返さず立ち直る」という少年審判の目的を達するために必要な活動を行い、少年を支援する役割を担います。